

# 公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

## 記

### 1. 公募に付する事項

独立行政法人造幣局さいたま支局への自動販売機及び給茶器の設置について、下記2.の公募に参加する者に必要な要件（以下「応募要件」という。）を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出による公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、企画競争による企画提案書の提出を要請する。

### 2. 応募要件に関する事項

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（その構成員及び関係者を含む。）及び公共の安全を害するおそれのある団体として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）その他の法律による規制を受ける団体（その構成員及び関係者を含む。）でないこと。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 当局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。  
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。
- (7) 下記3.（2）の説明を受けない者は、参加意思確認書を提出できない。
- (8) その他の条件については、下記3.（2）で説明する。

### 3. 公募事項説明会等の日時及び場所

#### (1) 応募申込み

応募しようとする者は、令和8年7月15日（水）まで（土・日・祝日を除く。10時から16時の間）に、造幣局さいたま支局総務課（厚生担当 電話048-645-5894）に来局し、申込みを行うこと。

#### (2) 公募事項説明会

日時 令和8年7月17日（金） 13時  
場所 造幣局さいたま支局総務課（厚生担当）

### 4. 参加意思確認書

公募に参加しようとする者は、令和8年7月24日（金）までに、郵送または持参により、参加意思確認書を提出すること。

日時 令和8年7月24日（金）まで  
（郵送の場合、必着。持参の場合、受付時間は10時から16時の間。）  
場所 造幣局さいたま支局総務課（厚生担当 電話048-645-5894）

以上公告する。

令和8年6月29日

独立行政法人造幣局  
理事 村上佳子